

第 30 号議案

神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例の件  
神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 19 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例  
神戸市開発審査会条例（昭和44年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>都市局</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>経済観光局</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

組織の改正に当たり、条例を改正する必要があるため。